

盛岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

1 目標

第3期盛岡市耐震改修促進計画に定めた住宅耐震化率(95%)の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、盛岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、第3期盛岡市耐震改修促進計画第2章第2に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

計画

令和6年度取組内容

【財政的支援】

- i) 木造住宅に診断士を派遣する耐震診断を実施（自己負担3、143円）
- ii) 木造住宅の耐震補強設計費・耐震改修費に対する一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・約50戸の戸別訪問を実施する。
 - なお、戸別訪問については、令和7年度までに市内全戸数実施予定。
- ii) 耐震診断実施済者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明等により耐震改修の実施を促す。
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない場合、ダイレクトメール等により耐震改修の実施を促す。
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・岩手県が共催し（一社）岩手県建築士事務所協会及び（一社）岩手県建築士会において実施する「いわて木造住宅耐震改修事業者（設計事務所・施工業者）育成講習会」を窓口で周知する。
 - ・岩手県において作成・公表する耐震改修事業者リストを窓口で公開する。
- iv) 市民への周知・普及
 - ・「広報もりおか」及び「ウェブもりおか」により、耐震改修の必要性の周知を図る。
 - ・盛岡市総合防災訓練において相談窓口を開設する。
 - ・リーフレットの配布により制度概要等の周知を実施する。

自己評価

前年度（令和5年度）の取組実績

- i) 耐震診断が必要と思われる東仙北一丁目地区の47戸を対象に、戸別訪問を実施を促した。
- ii) 「広報もりおか」及び「ウェブもりおか」に耐震化支援事業案内を掲載した。
- iii) 過去3年間に耐震診断を実施し、診断結果が1.0未満の住宅所有者に対し、令和4年度の実施者には現地訪問（不在時は投函）を、令和2・3年度の実施者には郵送で耐震改修補助制度の案内を行った。

令和6年度目標

- i) 木造住宅耐震診断実施戸数：10戸
- ii) 木造住宅耐震改修補助戸数：1戸

前年度までの実績

令和5年度	・耐震診断：7戸	・耐震改修：0戸
令和4年度	・耐震診断：8戸	・耐震改修：0戸
令和3年度	・耐震診断：10戸	・耐震改修：0戸
令和2年度	・耐震診断：10戸	・耐震改修：0戸
令和元年度	・耐震診断：10戸	・耐震改修：1戸
平成30年度	・耐震診断：10戸	・耐震改修：1戸

※耐震診断実施開始年度：平成18年度

※耐震改修実施開始年度：平成20年度

前年度（令和5年度）の課題

- i) 所有者の高齢化により、資金面の不安から改修工事へ至らない（リフォーム希望はある）。
- ii) 耐震化に対する住宅所有者の意識が低いため、耐震化の重要性の周知について徹底した取組みが必要である（早期の周知案内も必要）。

改善策

- i) 防災イベントや広報もりおか、戸別訪問等における普及啓発活動により、耐震化の重要性及び各種補助制度を積極的にPRする。
- ii) 住宅支援機構等の融資、返済制度について情報提供を行う。